

報告第6号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づき委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

平成24年10月11日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、委員会の議決を経るいとまがなく専決処分したので、これについて委員会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

平成24年9月7日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

平成24年9月7日付け財-252により次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 平成24年度秋田県一般会計補正予算（第3号）（教育委員会に関する事項）
- 2 市町村立学校職員に給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 5 工事請負契約の締結について
- 6 交通事故に係る和解について

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		271,764	債 180,300	91,464	
	4		高等学校費		248,239	債 180,300	67,939	
		5	学校建設費		248,239	債 180,300	67,939	
			秋田中央高等学校整備事業費	01 秋田中央高等学校整備事業	174,031	債 138,700	35,331	校舎建築工事等に要する経費 (継続費24年度～28年度)
			秋田工業高等学校整備事業費	01 秋田工業高等学校整備事業	74,208	債 41,600	32,608	校舎建築工事等に要する経費 (継続費24年度～29年度)
	5		特別支援学校費		23,525		23,525	
		3	学校建設費		23,525		23,525	
			旧聾学校解体事業費	01 (新)旧聾学校解体事業	23,525		23,525	旧聾学校の解体等に要する経費 (継続費24年度～25年度)
合計					271,764	債 180,300	91,464	

平成24年度補正予算内容説明書

一般会計

教職員給与課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		△514,018	国 △120,144	△393,874	
	1		教育総務費		△8,195		△8,195	
		2	事務局費		△8,195		△8,195	
			給与費	01 給与費	△8,195		△8,195	給料の減額に伴う補正
	2		小学校費		△207,339	国 △69,113	△138,226	
		1	教職員費		△207,339	国 △69,113	△138,226	
			給与費	01 給与費	△207,339	国 △69,113	△138,226	給料の減額に伴う補正
	3		中学校費		△127,642	国 △42,547	△85,095	
		1	教職員費		△127,642	国 △42,547	△85,095	
			給与費	01 給与費	△127,642	国 △42,547	△85,095	給料の減額に伴う補正
	4		高等学校費		△120,550		△120,550	
		1	高等学校総務費		△120,550		△120,550	
			給与費	01 給与費	△120,550		△120,550	給料の減額に伴う補正

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
	5		特別支援学 校費		△39,893	国 △8,484	△31,409	
	1		特別支援学 校総務費		△39,893	国 △8,484	△31,409	
			給与費	01 給与費	△39,893	国 △8,484	△31,409	給料の減額に伴う補正
	6		社会教育費		△9,858		△9,858	
	1		社会教育総 務費		△9,858		△9,858	
			給与費	01 給与費	△9,858		△9,858	給料の減額に伴う補正
	7		保健体育費		△541		△541	
	1		保健体育総 務費		△541		△541	
			給与費	01 給与費	△541		△541	給料の減額に伴う補正
合計					△514,018	国 △120,144	△393,874	

平成24年度補正予算内容説明書

一般会計

幼保推進課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
3			民生費		1,446	入	1,446		
	2		児童福祉費		1,446	入	1,446		
		2	児童措置費		1,446	入	1,446		
			震災被害者 保育料減免 支援事業費	01 震災被害者保育料減免支援事業	1,446	入	1,446	被災した乳幼児の県内保育所への入所を支援する経費	
10			教育費		188,293	入	176,163	12,130	
	1		教育総務費		188,293	入	176,163	12,130	
		4	教育指導費		176,163	入	176,163		
			教育振興費	01 保育所整備等特別対策事業	176,163	入	176,163	保育所の改築等への助成に要する経費	
		5	教育助成費		12,130			12,130	
			私学振興費	01 私学教育振興事務助成費	12,130			12,130	私立幼稚園の耐震補強工事等への助成に要する経費
合計					189,739	入	177,609	12,130	

平成24年度補正予算内容説明書

一般会計

生涯学習課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		9,055	入 諸 計 4,039 16 4,055	5,000	
	6		社会教育費		9,055	入 諸 計 4,039 16 4,055	5,000	
		4	芸術文化振 興費		9,055	入 諸 計 4,039 16 4,055	5,000	
			芸術文化振 興事業費	01 新県立美術館暫定オープン事 業	5,000		5,000	共催イベントの開催に要 する経費
				02 安藤忠雄建築ナビゲート事業	4,055	入 諸 計 4,039 16 4,055		雇用関連基金活用事業 新県立美術館の案内人 の配置等に要する経費
			合計		9,055	入 諸 計 4,039 16 4,055	5,000	

平成24年度補正予算内容説明書

一般会計

保健体育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		343	国	343	
	7		保健体育費		343	国	343	
		2	体育振興費		343	国	343	
			体育振興推 進事業費	01 スポーツ王国創成事業	343	国	343	国庫委託金の内示による 補正
合計					343	国	343	

第 2 表 継 続 費 補 正

追加分

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	秋田中央高等学校整備事業 (建 築 工 事 分)	4,294,817	平成24年度	174,031
				平成25年度	1,235,172
				平成26年度	1,142,231
				平成27年度	768,817
				平成28年度	974,566
		秋田工業高等学校整備事業 (建 築 工 事 分)	5,899,645	平成24年度	74,208
				平成25年度	1,120,259
				平成26年度	939,597
				平成27年度	1,744,797
				平成28年度	1,511,862
	5 特 別 支 援 学 校 費	旧 聾 学 校 解 体 事 業	229,503	平成24年度	23,525
				平成25年度	205,978

債務負担行為補正

追加分

事 項	期 間	限 度 額
雇用対策基金事業 (平成24年度生涯学習課分)	平成25年度	緊急雇用創出等臨時対策基金事業費 9,005千円

第4表 地方債補正

1 変更分

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高等学校整備事業費	4,511,300	証書借入又は 証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその 融資条件による。銀行 その他の場合は債権者 と協議して定める。	4,691,600	証書借入又は 証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその 融資条件による。銀行 その他の場合は債権者 と協議して定める。

議案第二百三号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

6 職員（任期を定めて採用された職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、平成二十四年十一月一日から平成二十六年十月三十一日までの間に限り、第五条から第七条まで並びに附則第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び第十三条の二第二項に規定する給料の調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

一 第二十二條第五項の規定の適用を受ける職員 百分の三

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の一・五

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第三十六号）附則第七項から第九項までの規定の適用を受ける職員に係るこの条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第三十六号）附則第七項から第九項まで」とする。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

3 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。
附則第二項を次のように改める。

2 第三条第一項の教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職の職員の給与に関する条例附則第六項及び市町村立学校職員給与条例附則第六

項の規定の適用がないものとした場合の額とする。

平成二十四年九月七日提出

秋田県知事 佐竹 敬久

理由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に鑑み県が実施する雇用の維持及び雇用機会の創出を図るための緊急かつ集中的な施策の推進に資するため、市町村立学校職員の給料月額について、平成二十四年十一月から平成二十六年十月までの間、一定の割合に相当する額を減ずる措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二百四号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十九年七月一日」を「平成二十四年十一月一日」に、「百分の十五」を「百分の二十」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年十一月一日から施行する。

平成二十四年九月七日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢並びに知事等の給料月額を減額する特例措置に鑑み、教育長の給料月額について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置に係る当該割合を引き上げる特例措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二百五号

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例案

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十五条第一項の規定に基づき、保育所の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(一般原則)

第二条 設備運営基準は、保育所に入所している児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の保育により、心身ともに健やかに成長し、社会生活に適応するように育成されることを保障するものとする。

2 設備運営基準は、保育所の運営を行うために必要な最低限度のものであり、保育所は、常に、当該保育所の設備及び運営についての水準の向上を図るように努めなければならない。

3 設備運営基準を超えて、設備を設け、又は運営を行っている保育所は、設備運営基準を理由として、当該保育所の設備又は運営についての水準を低下させないように努めなければならない。

4 保育所は、入所している児童の人權に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、当該保育所の運営を行わなければならない。

5 保育所は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該保育所の運営の内容を適切に説明するように努めなければならない。

6 保育所は、当該保育所の運営の内容について、自ら評価を行い、当該評価の結果を公表するように努めなければならない。

7 保育所には、法に定める目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

8 保育所の構造設備は、採光、換気その他の入所している児童の保健衛生及び当該児童に対する危害防止について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第三条 保育所は、消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難訓練、消火訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

2 保育所は、毎月一回は、前項の避難訓練及び消火訓練を行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第四条 保育所に入所している児童の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、保育を行う事業に熱意のある者であつて、保育を行う事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第五条 保育所の職員は、常に自己研鑽^さに励み、法に定める保育所の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 保育所は、当該保育所の職員に対し、当該職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の特例)

第六条 保育所は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該保育所の設備及び職員の一部を当該他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることが出来る。ただし、第十三条第一号の乳児室又はほふく室及び同条第二号の保育室又は遊戯室並びに入所している児童の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(差別的取扱いの禁止)

第七条 保育所は、入所している児童に対し、当該児童の国籍若しくは信条又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第八条 保育所の職員は、入所している児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第九条 保育所の長は、入所している児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關しその児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。

(記録の整備)

第十条 保育所は、職員、財産、会計及び入所している児童の処遇の状況に関する記録を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十一条 保育所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保育所は、当該保育所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第十二条 保育所は、入所している児童の処遇により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、県、市町村、当該入所している児童の家族等に連絡をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、保育所の事故発生時の対応に関し必要な事項は、規則で定める。

(設備の基準)

第十三条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室その他規則で定める設備を設けること。

二 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、調理室その他規則で定める設備を設けること。

三 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「乳児室等」という。)を二階に設ける保育所の建物にあつては(一)から(三)まで、乳児室等を三階以上に設ける保育所の建物にあつては(二)から(四)までに掲げる要件に適合すること。

(一) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

(二) 乳児室等が設けられている階に応じ、屋外階段その他の規則で定める要件に適合する施設又は設備が設けられていること。

(三) 乳児室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(四) (一)から(三)までに定めるもののほか、規則で定める要件

四 前三号に定めるもののほか、規則で定める保育所の設備の基準を満たすこと。

(職員)

第十四条 保育所には、規則で定めるところにより、保育所の長、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所にあつては、調理員を置かないことができる。

(保育の内容)

第十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、保育所保育指針（平成二十年厚生労働省告示第四百一十一号）に従う。

(利用料)

第十六条 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第四項の保育料（以下「徴収金等」という。）以外に保育所が入所している児童に対して提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該徴収金等を支払う者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該徴収金等を支払う者の家計に与える影響を考慮して定められなければならない。

(規則への委任)

第十七条 この条例に定めるもののほか、保育所の設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十四年九月七日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）による児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部改正に伴い、保育所の設備及び運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二百十三号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

一 工 事 名 大曲工業高等学校実習棟建築工事

二 工 事 箇 所 大仙市大曲若葉町地内

三 工 事 概 要 別紙工事概要のとおり

四 執 行 方 法 条件付き一般競争入札

五 契 約 金 額 一金八億九千四拾万円

六 契 約 の 相 手 方 仙北郡美郷町土崎字中野際八十九番地の一

はりま・荒屋舗・高禮・興栄特定建設工事共同企業体

代表者 はりま建設株式会社

代表取締役 播 間 泰

七 工 期 契約締結の日から平成二十六年一月三十一日まで

平成二十四年九月七日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

大曲工業高等学校実習棟建築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年秋田県条例第三十二号）第二条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

別 紙

工

事

概

要

実習棟	区 分
地 上 二 階 建	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 構 造
延 べ 面 積 五、八三四平方メートル	建 築 面 積 二、八七七平方メートル 工 事 内 容

議案第二百十四号

交通事故に係る和解について

平成二十四年八月八日秋田市土崎港中央七丁目地内において発生した交通事故について、次のとおり和解するものとする。

記

一 相手方の住所及び氏名

秋田市下新城中野字琵琶沼三百七十九番地

中川 芳 和

二 和解に至る経緯

県は、交通事故発生後、相手方と損害賠償について交渉した結果、和解しようとするものである。

三 和解の内容

(一) 相手方は、県に対し、前記交通事故の損害賠償金として、金五拾参万六千壹百壹拾六円を支払う。

(二) 県は、本件事故に関し、(一)以外のすべての請求権を放棄する。

平成二十四年九月七日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

交通事故に係る和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。